

(平成25年7月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

中国（広島）厚生年金 事案 2849

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年9月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から19年2月21日まで

私がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年9月における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成15年9月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間における厚生年金基金の申立人に係る標準報酬月額記録はオンライン記録と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主が、オンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を社会保険事

務所に行い、その結果、社会保険事務所は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料額による納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年6月から7年3月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、同年10月から8年7月までの期間、同年9月、9年1月、同年4月、11年2月から15年8月までの期間及び同年10月から19年1月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちのいずれかが、オンライン記録の標準報酬月額と同額以下であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立人から提出された給与明細書のうち24枚については、支給月の記載はあるものの支給年の記載が無く、申立人が手書きで欄外に支給年を加筆しているところ、当該給与明細書に記載されている健康保険料及び厚生年金保険料の控除額等から支給年月を検証すると、平成7年9月、9年2月、同年3月、同年5月、同年6月及び同年8月から11年2月までの給与明細書と推認されるが、これらの期間については当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちのいずれかが、オンライン記録の標準報酬月額と同額以下であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成7年4月、8年8月、同年10月から同年12月までの期間及び9年7月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、A社も申立人に係る賃金台帳等を保管していない上、申立人から提出された平成9年分給与所得の源泉徴収票等によっても当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を推認することができず、ほかに当該期間における申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 21 日

A社に勤務していた時の平成18年6月の賞与が年金記録に反映されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間の賞与一覧表、及び同社B支店が加入していたC健康保険組合の回答から、申立人は、平成18年6月21日に25万円の賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（山口）厚生年金 事案 2851

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社に勤務していた時の平成15年12月の賞与が年金記録に反映されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る申立期間の賞与一覧表並びに同社B支店が加入していたC健康保険組合及びD厚生年金基金の回答から、申立人は、平成15年12月10日に30万円の賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2852

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年9月21日から同年10月1日まで

私は、新たに設立されるB社で勤務するという前提で、同社の親会社であるA社に入社し、研修を受けた後、B社に異動した。申立期間も継続して勤務していたのに、厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及びB社に継続して勤務し（昭和62年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年8月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和62年9月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2853

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、平成10年5月31日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月1日にB社において同被保険者資格を取得している複数の同僚の給与明細書において、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会

保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2854

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、申立人から提出された給与明細書により、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書における厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所

は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 2855

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、平成10年5月31日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月1日にB社において同被保険者資格を取得している複数の同僚の給与明細書において、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会

保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 2856

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月にA社へ入社し、同社本社で2か月間の研修を受けて、同年6月に同社B支店に配属され、55年に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社から提出された人事台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について社会保険事務所に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）国民年金 事案 1453

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年10月まで
昭和48年11月に結婚した当時、A市役所からの連絡を契機に同市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していたが、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年3月1日に払い出されたことが確認できるとともに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市が保管する申立人に係る「国民年金被保険者台帳及び検認記録簿」における記載から、申立人が同年2月5日に国民年金の任意加入の申出をしたことを受けて、前述の国民年金手帳記号番号の払出し及び同日付けでの申立人の国民年金任意加入被保険者資格の取得の手続が行われ、同時に申立期間を国民年金の強制加入期間とする手続が行われたことが推認され、当該申出時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、前述の「国民年金被保険者台帳及び検認記録簿」は、申立期間は未納の記録となっており、前述の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が「国民年金の加入手続を行った昭和48年11月頃に交付された。」として提出した年金手帳は、昭和49年11月以降に使用された様式のものである。

加えて、申立人がA市で国民年金の加入手続を行ったと主張する時期の前後である昭和48年10月から同年12月までの期間において、同市に払い出された国民年金手帳記号番号を前述の払出管理簿により確認したが、申立人の氏名

は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1454

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和54年4月から62年9月まで

昭和55年4月又は同年5月頃、国民年金の加入を促す文書がA市から届き、当時、勤務していたB社の事業主に国民年金の加入を勧められたため、同市C出張所で加入手続を行った。

加入した時に国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶や、時期は不明であるが、集金人が自宅へ訪問した時に保険料を納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年11月16日にA市において払い出されたことが確認できるとともに、同市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿、及び同市に申立人が提出した国民年金資格取得・異動届書から、申立人が同年11月2日に同届書を同市C出張所に提出したことにより、申立人が大学を卒業した翌月である昭和54年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得する手続が行われたことが確認でき、申立人の主張と相違している上、当該手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、「国民年金の加入手続を行った時、市の職員の教示を受けて、国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。」と主張しているところ、前述の被保険者名簿の検認記録及びオンライン記録には、申立期間直後の昭和62年10月から平成元年3月までの保険料が過年度保険料として同年12月7日に納付されたことが記録されており、申立人が主張する昭和55年4月又は同年5月以降に遡って保険料を納付したとするならば、過去2回、遡って保険料を納付したことになるが、申立人は、「国民年金保険料を2回も遡って納付

した記憶は無い。」としていることから、申立人の主張は、62年10月から平成元年3月までの保険料の納付の記憶である可能性がうかがえる。

さらに、申立人が、国民年金の加入手続を行った昭和55年4月又は同年5月頃に交付されたとする年金手帳は、61年4月以降に使用された様式のものである上、55年4月から同年6月までの期間において、前述の払出管理簿に申立人の氏名は無く、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の両親は既に死亡し、申立人に国民年金への加入を勧めたとするB社の事業主について、申立人は、「私が事業主に確認したが、何も覚えていなかった。」旨を供述している上、申立人が記憶する集金人についても特定ができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②のうち、平成21年10月1日から22年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②のうち平成22年8月1日から同年12月1日までの期間及び申立期間③については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年10月、22年4月から同年6月まで、22年12月、23年4月から同年6月までにおいて、申立人は、その主張する報酬額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年8月1日から同年10月1日まで
② 平成21年10月1日から22年12月1日まで
③ 平成22年12月1日から24年6月30日まで

申立期間①については、A社の給与資料によると、平成22年5月支給分の給与から遡って10か月分の社会保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が21年10月1日と記録されているので、資格取得日を同年8月1日に訂正してほしい。

申立期間②及び③については、A社及びB社の給与資料に基づき、日本年金機構により標準報酬月額が訂正されているが、当該訂正後の標準報酬月額は給与振込額よりも低額な記録となっており、納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により

消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとする。

申立期間①及び申立期間②のうち平成21年10月1日から22年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、特例法を適用し、また、申立期間②のうち22年8月1日から同年12月1日までの期間及び申立期間③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、A社の給与資料（以下「給与資料」という。）に平成22年5月支給分の給与から遡って10か月分の社会保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

しかしながら、給与資料には、申立期間①に係る申立人に対する給与の支給の記載が無い。

また、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、申立人の入社時期に係る記憶は曖昧であり、申立人が申立期間①にA社に勤務していた旨の同僚の供述も得られない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②のうち、平成21年10月1日から22年8月1日までの期間について、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間②のうち、平成21年10月1日から22年5月1日までの期間については、上述のとおり、給与資料により、22年5月支給分の給与から遡って10か月分の社会保険料が控除されている旨の記載が確認できるが、当該控除保険料額を10で除した1か月あたりの控除保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額と同額又は低額である上、月別の控除保険料額を確認できる資料が無い。

また、申立期間②のうち、平成22年5月1日から同年8月1日までの期間

については、給与資料において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額よりも低額となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成 21 年 10 月 1 日から 22 年 8 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②のうち、平成 22 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、給与資料から、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人の A 社における被保険者資格取得月である 21 年 10 月の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額 18 万円と一致していること、また、22 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月の報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額 19 万円と一致していることが確認できることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

申立期間③について、給与資料から、平成 22 年 12 月 1 日から 23 年 9 月 1 日までの期間については、申立人の B 社における被保険者資格取得月である 22 年 12 月の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額 18 万円と一致していること、また、23 年 9 月 1 日から 24 年 6 月 30 日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 23 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月の報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額 18 万円と一致していることが確認できることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。